

農業者のみなさんへ

消費者が求める安全・安心な農畜産物の産地としての信頼を得るため、農業用使用済プラスチックは、適正に処理しましょう。

1 搬入期間 **令和4年12月16日まで**

毎週月曜日～金曜日 8時～12時・13時～16時

(土曜日～日曜日は搬入できません。)

ゴールデンウィーク5/2(月)～5/6(金)と

お盆8/11(木)～8/15(月)は休みになります。

2 補助対象の農業者負担額※分別していないもの等は、補助対象外(実費です)

※実費については、受入先から確認願います

	令和4年度
従来の廃プラ	34円/kg
ながいもネット	47円/kg

3 補助対象の農業用使用済プラスチックの 分別(混入不可)

①農業用ポリ(透明) ②農業用ポリ(その他の色) ③ハウスビニール・農業用ビニール ④その他農業用資材(ボトル類は、必ず洗浄し空にする)

※ブルーシートは農業用資材ではありません。(農業用資材以外は補助対象外です)

※フレコンパックでの搬入は、受入れしませんので、ご注意ください。

※ながいもネットは、出来るだけ乾燥させ重量を軽くし搬入して下さい。

4 搬入場所 **東管工業(株)環境・資機材センター**

東北町字柳沢 59 番地 21 別記 1

案内図参照

TEL 0175-63-4450

5 搬入する際の注意

① 3の『分別』に従うこと。

※詳細は**別記2**をご覧ください。(受入先の係員の指示・説明を受けること。)

② 燃えるゴミは受入れしません。弁当・カップ麺の空などを混入しないで下さい。

③ **必ず、受付してから、搬入して下さい。**搬入後の受付は、絶対しない事。

④ マニフェスト票への押印が必要になりますので**印鑑を必ず持参下さい。**

※基本(法律)的に、マニフェスト票への記入は、搬入者本人です。

⑤ 「産業廃棄物収集運搬車」である旨を車の両側面に貼り付けること。

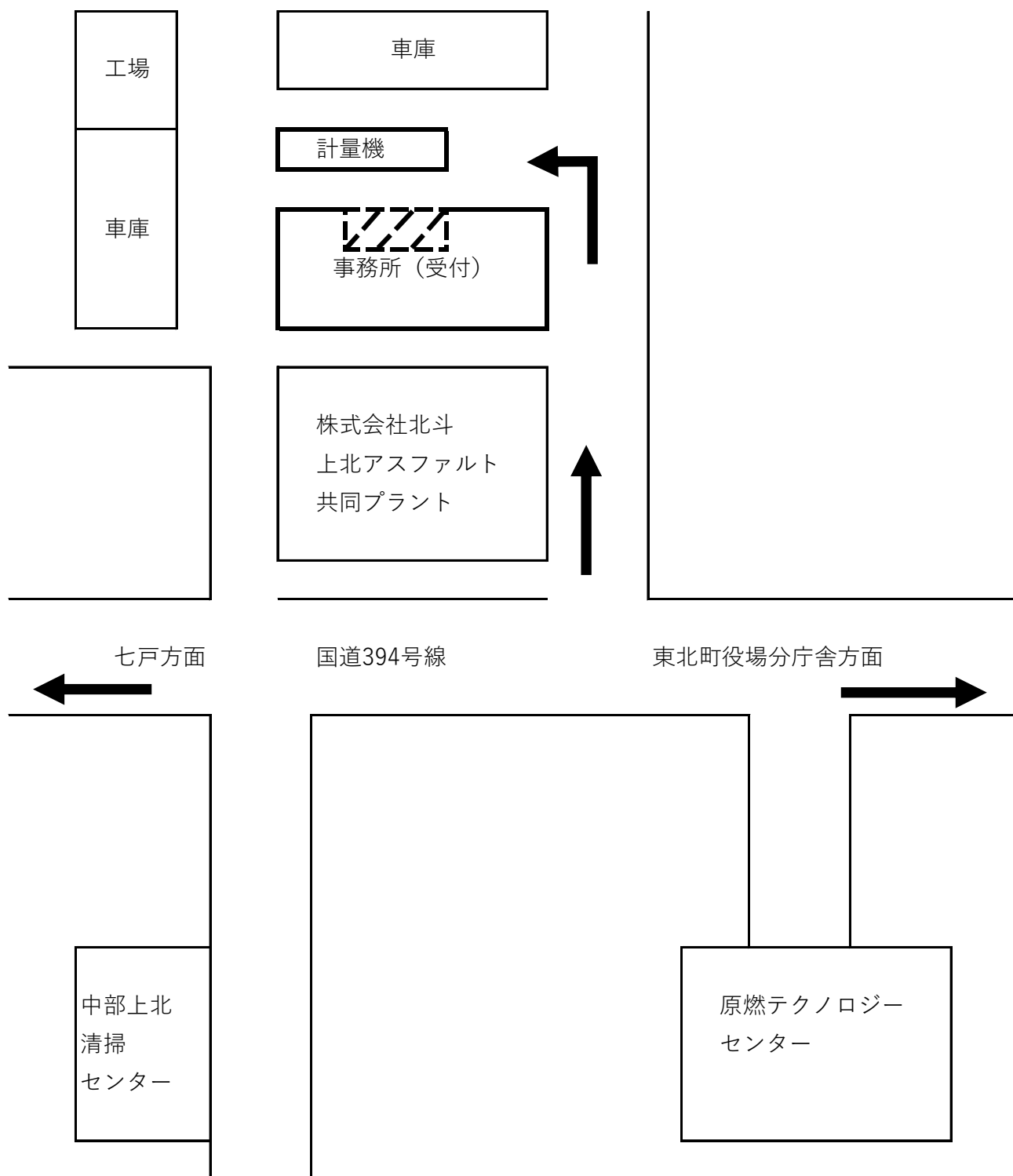
⑥ 「運搬車である旨の表示書」を車に携帯すること。

※ **別記3**の詳細をご覧ください。

⑦ 道路に落下させないように、荷の積みすぎに注意して下さい。(特に冬季間)

搬入場所案内図

※最初に必ず受付をしてから計量機に上がってください



※計量機は一方通行です。反対側から乗らないでください。

※場内は10 k m/ h 走行をお願いいたします。

運搬車である旨の表示書（車に携帯）

■ 氏名又は名称及び住所

氏名※	
住所※	青森県上北郡東北町

■ 産業廃棄物の種類・数量・積載日

産業廃棄物の種類	数量（t・m）※	積載日※
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日
農業用廃プラスチック		令和 年 月 日

■ 積載した事業場（自宅の住所・電話番号）

住所※	青森県上北郡東北町
電話※	

■ 運搬先の事業場

東管工業株式会社
青森県上北郡東北町字柳沢５９－２１
電話 ０１７５－６３－４４５０

※ 本書類は廃プラを運搬する車両に必要事項を記入の上、必ず携帯してください。（※印の箇所に入力すること。）

産業廃棄物

収集運搬車

氏名	
----	--

※ 運搬車である旨の表示（車輛の両側面に表示）

別記2

搬入方法…【梱包しないで、分別すること】

- ・同じ材質のものをひもにして2箇所を縛ると搬入しやすい
- ・人力で積み降ろしするため、人の手で持てる重さにする

☐ 以下のとおり分別すること

1 農ポリ (透明)



※水色で「農ポリ」または「ノーポリ」と表示されている透明なシート

2 農ポリ (その他の色)



※水色で「農ポリ」または「ノーポリ」と表示されている
透明以外のその他の色のシート (野菜のマルチが該当)
※長いもの袋も該当します。

3 ハウスビニール・農業用ビニール



※ビニールハウスのシート

水色で「農ビ」と表示されています。

※シルバー、その他のビニールには「シルバー」、「PO」などの表示があります。

4 その他の農業用資材



※肥料袋・苗箱など
※農薬ボトル類は中身を洗浄し、農薬が残っていないこと

受入れ出来ないもの

- ・包んで中身の見えない状態のもの
（補助対象以外の廃棄物混入を防ぐため）
- ・一般ごみ
（弁当、カップめんのカラ、長靴、カマ等）
- ・農薬

受け入れ先の指示・説明に従って搬入しなければ、
受入れできません。

別記 3

搬入運搬車である旨の表示及び書類について

【①・②の表示及び書類が無ければ廃棄物処理法違反となり行政命令の対象となります】

①搬入運搬車である旨の表示

産業廃棄物
収集運搬車

氏名	東北太郎
----	------

※ 運搬車である旨の表示（車輛の両側面に表示）

※車の両側面に
貼り付けること。

②運搬車である旨の表示書

運搬車である旨の表示書（車に携帯）

■ 氏名又は名称及び住所

氏名※	
住所※	青森県上北郡東北町

■ 産業廃棄物の種類・数量・積載日

産業廃棄物の種類	数量（t・m）※	積載日※			
		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日
農業用廃プラスチック		平成	年	月	日

■ 積載した事業場（自宅の住所・電話番号）

住所※	青森県上北郡東北町
電話※	

■ 運搬先の事業場

東管工業株式会社
青森県上北郡東北町字柳沢59-21
電話 0175-63-4450

※ 本書類は廃プラを運搬する車両に必要事項を記入の上、必ず携帯してください。（※印の箇所に記入すること。）

※車に携帯する
こと。

※①・②については、今回のチラシと一緒に配布します。